お客さまとの預かり物件授受の取り扱いについて

当行では、職員が窓口や訪問先において、お客さまからお預かりする現金や通帳などの物件を授受するにあたり、以下の取り扱いをしております。

お客さまからのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

● 当行職員が通帳や証書などの物件をお客さまからお預かりする場合は、職員が使用するタブレット端末にお預かりする物件を登録し、<u>お客さまにご確認いただいた後、タブレット端末画面上にお客さまのご署名(電子サイン)をいただいております。</u>



「端末を行員へお返しください」のメッセージが画面に表示されるまで操作を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

- タブレット端末を使用せずにお預かりする場合は、<u>必ず**「受取書」**(書面)</u> <u>をお渡ししております。</u>「受取書」を発行せずにお預かりすることや当行所 定の「受取書」以外でお預かりすることはございません。
- 当行職員が現金をお届けする場合は、<u>お届けの前後に、担当者以外の職員</u> からお客さまへ、電話または訪問によりお届け内容に間違いがないかを確 認させていただきます。

お取引内容についてご不明な点がある場合は、お手数ですがお取引店へのご連絡をお願いいたします。

